

人権男女第39号
令和7年5月9日

公益社団法人岡山県医師会 会長 様

岡山県県民生活部人権・男女共同参画課長

令和7年度岡山県男性育児休業取得促進奨励金及びセミナーに
関する周知・広報について（依頼）

男女共同参画施策の推進につきまして、平素から格別の御理解と御協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、県では、昨年度に続き、男女がともに安心して子育てをしながら働ける職場づくりを推進するため、経営層向けの啓発セミナーを開催するとともに、男性の育児休業取得を奨励する取組を別紙のとおり実施します。

当該奨励金は、県内企業等の事業主に対して奨励金を支給する制度であり、貴職におかれましては、窓口へのチラシ設置やホームページでのリンク設定等、管内企業等の事業主に対する周知広報に御協力を賜りますようお願いいたします。

なお、セミナーの詳細や、奨励金の詳細な受給要件等につきましては、県ホームページ (<https://www.pref.okayama.jp/page/916223.html>) をご参照ください。

〒700-8570 岡山市北区内山下2-4-6
岡山県県民生活部人権・男女共同参画課
担当：妹尾
TEL：086-226-0553 FAX：086-234-5924
E-mail：jinken-danjo@pref.okayama.lg.jp



令和7年度岡山県男性育児休業取得等促進事業の概要

1 経営層向けセミナー

(1) 対 象

県内企業等の経営者、役員、管理職、総務人事担当者等

(2) 内 容

男性育休の取得促進等をテーマとした有識者による講演、
又は県内企業等によるパネルディスカッション

(3) 上半期開催予定

岡山会場：【講演】令和7年6月25日（水）、【パネル】8月6日（水）

津山会場：【講演】令和7年7月15日（火）、【パネル】8月25日（月）

笠岡会場：【講演】令和7年7月30日（水）

※9月以降、県内各地で5回開催予定（別途周知予定）

(4) 申込先 （株）穴吹カレッジサービス（本事業の受託者）

T E L : 086-236-0225 <https://okayama-ikukyu.ask.aso.jp>

2 岡山県男性育児休業取得促進奨励金

(1) 対象事業主（主な要件）

- ・県内に本社又は事業所を有すること
- ・令和7年度セミナーを受講済であること（令和6年度の受講では要件を満たしません）
- ・おかやま子育て応援宣言企業に登録していること

(2) 対象となる取組と奨励金の額

- ・対象となる育休：令和7年1月31日以降に県内の本社又は事業所で復帰した者

対象となる取組	奨励金の額 (育児休業取得者1名当たり)	アドバンス企業等*の 特別加算に該当する場合
① 通算14日以上、1か月未満 の男性従業員の育児休業取得	10万円	15万円
② 通算1か月以上の男性従業員の 育児休業取得	20万円	30万円
同僚応援手当等加算	上限10万円	上限15万円

*アドバンス企業等：おかやま子育て応援宣言企業「アドバンス企業」

「くるみん認定企業」「プラチナくるみん認定企業」

「えるぼし認定企業」「プラチナえるぼし認定企業」

(3) 上 限 額 1事業主当たり 100万円／年度

(4) 受付期間 令和7年7月1日（火）～令和8年3月2日（月）

(5) 申請方法 「岡山県男性育児休業取得促進奨励金」ホームページから申請

<https://www.pref.okayama.jp/page/916223.html> ※電子申請のみ受付

(6) 問い合わせ先

岡山県男性育児休業取得促進奨励金事務局（岡山県中小企業団体中央会）

T E L : 086-224-2245 Mail : kosodate@okachu.or.jp

令和7年度 男性育休が、企業成長につながります！

岡山県男性育児休業 取得促進奨励金 制度がスタートします！

令和7年度の奨励金申請には、令和7年度セミナーの受講が必要です。

参加
無料

岡山県男性育児
取得促進奨励金の
詳細はこちらから
ご確認ください。



対象

県内企業〔会社以外の法人・個人事業主含む〕の
経営者・役員・管理職・総務人事担当者の方
(そのほか、当セミナーにご関心のある方もご参加いただけます。)

時間

14:00-16:00 [受付 13:30-]

令和7年度セミナー〔上半期〕

9月以降も県内各地で5回開催予定!!

※申請期限までに受講を済ませている必要がありますので、早めの受講をお勧めします。

岡山
会場

6/25 水

オルガホール
地下1階
岡山市北区奉還町1丁目7-7

講演

男性育休で人材獲得・育成のチャンスをつかむ！
経営者が男性育休に取り組むべき3つの理由

最新の厚生労働省の調査では男性育休取得率や取得実績が就職企業先を選ぶための重要な項目になっていることが明らかにされました。経営にとってプラスとなる男性育休取得推進の取り組み方や、男性育休取得推進から人材獲得・育成につなげていくコツを解説し、今職場で働いている人とこれから働く人双方にとって魅力ある職場づくりのヒントをお伝えします。

講師



NPO法人ファザーリング・ジャパン
副代表理事
株式会社ファミリーエ
代表取締役
徳倉 康之氏

笠岡
会場

7/30 水

笠岡市民会館 第1会議室
笠岡市六番町1-10

講演

男性育休推進から
多様な人材の活躍へ

柔軟な働き方の導入や支え合う風土の醸成、アンコンシャス・バイアスの理解など、育休を取る人だけでなく、誰もが働きやすい環境づくりを進めることで、企業の持続的な成長や人材定着にもつながっていく、男性育休推進のポイントをお伝えします。

講師



高松太田社労士事務所 代表
社会保険労務士

谷川 由紀氏

岡山
会場

8/6 水

オルガホール 地下1階
岡山市北区奉還町1丁目7-7

パネルディスカッション

県内企業に学ぶ、男性育休を進めるメリット

パネ
リスト

ナガオ株式会社(製造業)
特定医療法人自由会(医療・福祉)
株式会社システムエンタープライズ(情報通信業)

津山
会場

8/25 月

津山圏域雇用労働センター
2階大ホール
津山市山下92-1

パネルディスカッション

県内企業に学ぶ、男性育休を進めるメリット

パネ
リスト

オーエヌ工業株式会社(製造業)
レプタイル株式会社(サービス業)
津山調剤薬局株式会社(医療・福祉)

各回タイムスケジュール

13:30～ 受付開始

14:00～ 講演・パネルディスカッション

15:45～ 行政説明(男性育児休業取得促進奨励金の概要について)

16:00～ 終了・受講証明書配布

※90分以上の参加で受講証明書を発行します。

※ご来場の際はできるだけ公共交通機関のご利用をお願いします。有料駐車場の利用料金は自己負担です。

セミナー申込から
奨励金受給まで

セミナー
申込

セミナー
受講
(1回以上)

受講証明書
交付(当日または
後日送付)

奨励金
申請書類提出
(受講証明書を添付)

奨励金
受給

1事業主当たり
最大100万円/年度

お申し込みは、お電話・Webサイトから

申込締切 各回開催日の1週間前まで

主催

岡山県

人権・男女共同参画課

受託事業者



窟吹力レジャサービス

〒700-0023 岡山市北区駅前町1-8-18
イコトニコット5F



TEL:086-236-0225

電話受付時間 9:30～17:30(※土日祝日は除く)



<https://okayama-ikukyu.ask-aso.jp>



令和7年度

事業主の皆様へ

男性育休が当たり前の社会へ!



岡山県 男性育児休業 取得促進奨励金

申請受付開始
7月1日(火)

☑雇用する従業員数にかかわらず申請できます!!

1事業主当たり
100万円/年度

対象となる男性従業員の育休復帰期間

2025年1月31日～2026年3月1日

従業員とその家族の
満足度向上
優秀な人材の
定着
企業イメージの
向上

対象となる取組	奨励金の額 (育児休業取得者1名当たり)	アドバンス企業等*の 特別加算に該当する場合
通算14日以上、1か月未満の 男性従業員の育児休業取得	10万円	15万円
通算1か月以上の男性従業員 の育児休業取得	20万円	30万円
同僚応援手当等加算	上限10万円	上限15万円

申請期限
復帰の翌日から
4か月以内
又は3月2日の
いずれか早い方

*アドバンス企業等：おかやま子育て応援宣言企業「アドバンス企業」、
「くるみん認定企業」、「プラチナくるみん認定企業」、「えるぼし認定企業」、「プラチナえるぼし認定企業」

〈主な支給要件〉

- (1) 県内に本社又は事業所を有すること
 - (2) 岡山県男性育児休業取得等促進事業(経営層向けセミナー)令和7年度開催分を受講済であること
 - (3) おかやま子育て応援宣言企業に登録していること
 - (4) 就業規則等に育児休業制度に関する規定を設けていること
 - (5) 育児・介護休業法第22条第1項に規定する雇用環境整備に関する措置を2つ以上実施していること など
- <詳細については、申請要領をご覧ください。>

実施主体



岡山県人権・男女共同参画課
“男性育休が当たり前の社会へ”男性育児休業取得等促進事業
※本事業は岡山県の委託を受け、実施するものです。

受託事業者

岡山県男性育児休業取得促進奨励金事務局
(岡山県中小企業団体中央会)

令和7年度申請における留意事項

(1) 申請を行うためには、令和7年度セミナーの受講が必要です。

※令和6年度のセミナー受講では要件を満たしません。

(2) 申請期限は、原則として復帰の翌日（又は申請受付開始の日）から4か月間ですが、2025年1月31日～同年2月27日の間に復帰した対象従業員の申請は、7月31日が期限です。

(3) 前年度の申請有無に関わらず、申請が可能です。

(4) 前年度に申請済の従業員が同一の子に対する育児休業を追加で取得した場合は、対象となりません。

(5) 前年度に電子申請済の企業等は、更新がない場合は一部の資料の添付を省略できます。

省略可能な資料：登記簿謄本の写し、子育て応援宣言企業登録証の写し、金融機関の口座内容確認書類、アドバンス企業等の確認書類

申請の流れ

Step1 申請前



申請までに以下の手続き等を済ませていることが必要です。あらかじめご対応をお願いします。

●令和7年度セミナーの受講

【注意】 令和6年度の受講では、要件を満たしません。

セミナーの参加申込はこちら



●おかやま子育て応援宣言企業の登録

宣言に「育児休業を取得しやすい環境整備に向けた具体的な取組を行う」

旨を含んでいることが必要です。

おかやま子育て応援宣言企業の登録はこちら



●育児・介護休業法第22条第1項に規定する雇用環境整備に関する次のア～エの措置の2つ以上の実施

ア 雇用する労働者に対する育児休業に係る研修の実施

イ 育児休業に関する相談体制の整備

ウ 雇用する労働者に育児休業の取得に関する事例の収集及び当該事例の提供

エ 雇用する労働者に対する育児休業に関する制度及び育児休業の取得の促進に関する方針の周知

Step2 育児休業中

通算1か月以上の育児休業期間中に以下のいずれかの取組を実施した場合は奨励金を加算します。

●育休取得期間の業務を代替する他の従業員に対価として手当を支給した場合

●育休取得期間の代替要員を新たに雇用した場合

Step3 育児休業から復帰後

●専用ホームページで制度の詳細を確認の上、必要な添付資料を揃え、申請期限までに電子申請してください。電子申請の手続きについては、電子申請マニュアルで確認してください。

申請方法

「岡山県男性育児休業取得促進奨励金」ホームページから申請してください

(※電子申請のみ受付)

申請受付期間：令和7年7月1日(火)～令和8年3月2日(月)

制度の詳細はこちら



お問い合わせ先

岡山県男性育児休業取得促進奨励金事務局
(岡山県中小企業団体中央会)

〒700-0817 岡山市北区弓之町4番19-202号
TEL 086-224-2245 FAX 086-232-4145
E-mail: kosodate@okachu.or.jp